

特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援

ー学習障害による通級指導と言葉の発達に着目してー

村井万寿夫（北陸学院大学）

教職課程で学ぶ学生は通級指導についても理解を深めておくことが重要であるとの問題意識のもと、特別な教育的ニーズのある子どもに対応するための通級指導の理解と支援について論じた。結果、通級指導の対象となる子どもの障がいの状況を示し、その中の学習障害に焦点を当てることにより、「ことばの教室」においては帰国児童生徒だけでなく外国籍児童生徒の日本語能力指導も必要になっていることを指摘した。また、貧困による家庭環境のために言葉の発達が遅れる子どもがいることも指摘し、語彙獲得のための指導・支援について実践例をもとに要点を示した。

通級指導、学習障害、ことばの教室、日本語能力指導、貧困家庭、語彙獲得

1. はじめに

大学において教職課程で学ぶ学生は将来、小学校や中学校、高等学校の教員になりたいと考えている学生が多いと思われる。これらの学生は1年次から4年次までの教科に関する科目や教職に関する科目を履修し、自分なりに教員になるための知識や技能を修得していく。この過程において特別支援教育についての学びの機会となる科目を挙げると「特別支援教育論」「介護等体験」などになる。「特別支援教員論」で学ぶことで将来、学級担任やホーム担任になった際、受け持ちの児童生徒一人一人の課題に応じた指導をどう行うか考える機会となる。そして、学習ボランティア活動や教育実習を通して確認したり実践したりする。このような活動や実習において自己が入っている学級やホームの児童生徒の中に、通級指導を受けている子どもに出会うことはあまり多くないと考えられる。一方、文部科学省の調査では、通級による指導を受けている児童生徒の数は年々増加傾向にある。

このように考えると、教職課程で学んでいる間に通級指導についての学びも深めておくことは重要と考える。

そこで、本稿においては特別な教育的ニーズのある子どもに対応するための通級指導に焦点を当て、その理解と支援について言及することを目的とする。

2. 通級指導とは

特別な教育的ニーズに対応する指導の形態の1つに通級指導がある。これは、通常の学級に在籍する子どもが一部の授業を別の教室に通って受ける形態である。

通級指導に通う子どもは、読み書きに時間がかかったり、友達とのコミュニケーションがうまく取れなかったりするなど、障がいがあることによって学習面や生活面で困難がある。

通級指導では、子どもの自立を目指し、障がいによる困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導、すなわち、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うことが重要である。

3. 通級指導の対象となる子どもについて

通級指導を行う場合には、学校教育法施行規則の規定（第140、141条）に基づき、子どもの障がいの状態、その子どもの教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うことと示されている。障がいの種類は次の8つである。

- ア 言語障害
- イ 自閉症
- ウ 情緒障害
- エ 弱視

- オ 難聴
- カ 学習障害
- キ 注意欠陥多動性障害
- ク 肢体不自由、病弱者及び身体虚弱

この中の「学習障害」は、その程度に違いはあっても通常学級担任が出会うことがある。例えば、漢字を何度練習してもなかなか覚えられない、九九を何度唱えてもなかなか覚えられないといったことも学習障害に該当することがある。

そこで次項においては学習障害について言及する。

4. 学習障害に対応するための通級指導

学習障害とは、学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態である。

学習障害が気になる子どもに対してもインクルーシブ教育^{註1}の観点から通常学級で適切な指導を行うことが基本である。その上で学校全体としてのインテグレート教育^{註2}の考え方も必要となり、その1つが通級指導である。子どもの学習障害に応じた通級指導は効果的であることから、必要に応じて専門家の見解を伝えながら、保護者に対して通級による指導の意義・目的や通常の学級での学習との関係等について十分な説明を行うことも重要である。

上述のインクルーシブ教育とインテグレート教育に関して、伊藤（2018）は次のように日本の特別支援教育を4期に分けて整理している。

日本における特別な教育的ニーズのある子どもを対象とした教育は、この数十年の間に、障害の有無によって分離教育が行われた特殊教育（第1期）から、インテグレーション（メインストリーミング）といえる交流教育（第2期）、そして特別支援教育（第3期）、さらにインクルーシブ教育への移行（第4期）という転換が図られた。

5. 通級指導の具体～ことばの教室～

(1) 日本語指導の充実

「ことばの教室」は、言語通級指導教室の意味であり、発語や発音、言葉を使ったコミュニケーションについての発達が気になる子どもに支援を行う。通級する子どもの状況により、発達上の言葉の遅れ、帰国児童生徒^{註3}の言葉の遅れ、外国籍児童生徒の言葉（日本語）の遅れの3つに分類できると言える。

文部科学省は、「国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備する」ことを2014（平成26）年1月14日に各都道府県教育委員会等に対して通知した。

この通知によると、指導内容や授業時数は以下のようにになっている。

【指導内容】

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。

【授業時数】

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とすること。

(2) 日本語指導の3観点

日本語指導が必要である児童生徒の状況は次の2つに分けることができる。

- ・日本語で日常会話が十分にできない。
- ・日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている。

この状況に合わせて、「指導」「支援」「配慮」の3観点から指導を行うことが基本となる。

ア 「取り出し」指導により日本語指導を行う
イ 「入り込み」指導により支援を行う

ウ 担任・教科担当等授業者による配慮を行う
アは「通級指導」にあたり、子ども一人一人の日本語能力に応じた特別の指導を行うことを指す。

イとウは在籍学級において通常の教育課程により指導を行うことを指す。

6. 家庭の経済的環境と言葉の遅れについて

(1) 家庭の蔵書数と学力

前項において、通級する子どもの状況により、発達上の言葉の遅れ、帰国児童生徒の言葉の遅れ、外国籍児童生徒の言葉（日本語）の遅れの3つに分類できることを示した。1つ目の「発達上の言葉の遅れ」は先天的なものとは後天的なものに分けることができるが、後天的なものとして家庭の経済的環境との関係を指摘できる。

亀岡（2021）は、家庭の経済的困窮が子どもたちにもたらす問題は、学習指導上の問題として、教育機会喪失による学力の低下が挙げられると指摘している。これに関し、お茶の水女子大学（2018）による保護者を対象とした調査結果において、蔵書数が多い家庭ほど、子どもの学力が高いことや、子どもの本に関する蔵書数が多い家庭ほど、子どもの学力が高いという傾向があることを報告している。そして、家庭の社会経済的背景（家庭の所得など）と蔵書数との関係（小学校）を見た場合に、明らかに社会経済的背景が高いほど蔵書数が多い傾向があることを指摘している。

このことから、社会経済的背景が極めて低い家庭、いわゆる貧困家庭の子どもは本を読んだり聞いたりする機会が相対的に少ないことから、語彙の獲得や話し方の流暢性の程度に差が生じることが考えられる。このため、通常学級においては話したり聞いたり書いたりする学習活動の中で気になる子どもへの配慮と国語科の授業の中で読書の時間を確保すること。通級指導においても子ども同士や担当教師と話したり聞いたりする場や自分の考えを書いたりする場を意図的に計画的に設定することが重要と言える。

特に担当教師とのやり取りの場では「言い換えの言葉」に気付かせたり提示したりすることによって語彙の獲得ができるようにするなどの工夫が考えられる。

(2) 語彙を増やすための実践例

文部科学省「はじめての通級による指導を担当する教師のためのガイド」をもとに紹介する。

【小学2年生のAさんの例】

①現状と強みと願いの把握と課題の設定

Aさんは、使える語彙の量が少ないなど、言語発達に遅れがある。友達と仲良くしたいという思いから、自分から活発に話すものの、語彙が少ないために言いたいことが伝わりにくい。また、友達が嫌がっているのに、しつこく関わってしまうことがある。けれど、図表やイラストなどの視覚的な情報があると、理解しやすくなる。そこで、本人や保護者の願いや関係者からの聞き取りを踏まえて、Aさんの課題を次のように整理した。

- ・身近なことや気持ちを表す言葉を理解する力と、言葉や表情から相手の気持ちを察する力の育成を優先課題として、目標を設定する。
- ・Aさんの強みや好きなことを活かした指導内容や指導方法とすることで、意欲が高まるように工夫する。

②指導目標の設定

ア 学校や家庭であった出来事について、「いつ、どこで、誰が、何をした。どんな気持ちだった。」を教師の問い掛けに答えながら、話したり、書いたりする。

イ 気持ちや表情に合った言葉やイラストを、選択肢から選ぶ。

③指導の内容

- ・学校や家庭での出来事について、絵を描いたり、話をしたりする。
- ・Aさんの話を聞きながら、教師がホワイトボードに、状況が分かるような絵や要点を表す言葉を書き、話を整理したり、視覚的に確認できるようにしたりする。
- ・Aさんが書いた絵を見ながら、教師が詳しい話を聞き出し、要点を言葉にして示す。

- ・ Aさんの話の中に出てきた気持ちに合う言葉や表情のイラストを選択肢から選ぶ。

④指導の評価

- ・ 教師の問いかけに応じて出来事や気持ちを話すことができるようになった。
- ・ 「うれしい」や「たのしい」など、よく使う言葉の意味や相手の表情を理解できるようになった。

この実践例で分かるように、まずは子どもの状況を「現状」「強み」「願い」から把握することが重要である。その結果、Aさんは視覚的な情報があると理解しやすいこと、話をすることや絵を描くことが好きだということが分かった。これをもとに個別の指導計画を立て、実践することによって指導による見取り（評価）をすることができたと言える。

7. おわりに

本研究において、特別な教育的ニーズのある子どもに対応するための通級指導の理解と支援について論じた。

通級指導の対象となる子どもの障がいの状況を示し、その中の学習障害に焦点を当てることにより、「ことばの教室」においては帰国児童生徒だけでなく外国籍児童生徒の日本語能力指導も必要になっていることを指摘した。

また、貧困による家庭環境のために言葉の発達が遅れる子どもがいることも指摘し、そのための指導・支援について文部科学省のガイドをもとに実践例と要点を示すことができた。

註

- 1 インクルーシブ教育は、「障害者の権利に関する条約」（2006年国連総会採択）の第24条で下記のように示されている（下線筆者）。

Article 24 Education

1. States Parties recognize the right of persons with disabilities to education. With a view to realizing this right without discrimination and on the basis of equal opportunity, States Parties shall ensure an inclusive education system at all

levels and lifelong learning directed to.

障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度について示したもので、下線部分をもとに「インクルーシブ教育」と和訳されている。

- 2 インテグレート教育は、荒巻（2019）の理論をもとにすると、学校という1つの集団の中に通常学級、特別支援学級、通級教室があり、これらが独立しつつ統合されて状態を指す。
- 3 帰国児童生徒とは、親の海外赴任などによって一定期間（概ね1年以上）海外で生活して帰国した学齢期にある児童生徒のこと。

参考文献

- 荒巻恵子（2019）「インクルージョンとは、何か？—多様性社会での教育を考える—」、日本標準ブックレット No. 22
- 伊藤圭子（2016）「特別な教育的ニーズのある子どもを対象とした家庭科教育」、日本家庭科教育学会誌、第59巻第1号
- 亀岡聖朗（2021）「特別な教育的ニーズのある幼児、児童および生徒の理解と支援」、『特別支援教育』松浪健四郎他監修、齋藤雅英他編集、第12章、pp. 140-154、中山書店、東京
- 国立大学法人お茶の水女子大学（2018）「保護者に対する調査の結果と学力等との関係の専門的な分析に関する調査研究」、平成29年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」
- 文部科学省（2013）「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
- 文部科学省（2014a）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm（2022.6.10参照）
- 文部科学省（2014b）「学校における日本語指導の流れ」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/14/1343187_1.pdf（2022.6.10参照）
- 文部科学省（2020）「はじめての通級による指導を担当する教師のためのガイド」